

質問書

2021年8月26日

「パラグアイ国南西部輸出回廊整備事業準備調査【有償勘定技術支援】」
(公示日:2020年8月11日/公示番号 21a00451) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.21 第5条 実施方針及び留意事項 (8) 渡航制限に配慮した調査実施体制の提案と構築	<p>「特殊傭人の活用等によりリモート調査なども駆使しながら本調査は実行されることが求められる。」とありますが、p.37には業務量の目途として現地作業も含まれています。本プロポーザルでは現地渡航+国内作業を前提とした提案を行う、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この項の最後に、「今後において渡航措置に変更があり、渡航可能となる場合には、契約変更により、云々」とありますが、上記のように現地作業が可能なことを前提に作業計画、見積積算を行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点で、JICA 事業関係者によるパラグアイへの渡航は、アスンシオン市及びセントラル県、並びにアスンシオン市から 50km 圏内の地域限定で可能ですが、本事業対象地域への渡航は不可となっております。</p> <p>パラグアイ全土への渡航可能時期は未定ですが、2022 年の年明け頃から渡航可能となることを仮定し、本調査では自然条件調査以降、現地調査を実施いただくことを想定しております。</p> <p>つきまして、本準備調査のプロポーザルは、現地渡航及び国内作業を前提とし、作業計画、見積積算をご提案願います。</p>

2	<p>企画競争説明書 p.22 第6条 業務の内容 (4) 対象道路の現況調査と課題の抽出</p>	<p>道路状況の把握については、「関連調査資料及び関係者のヒアリングに基づき」と指示されていますが、新たな道路インベントリ調査や構造物インベントリ調査を実施しなくても関連調査資料やヒアリングで対応できるというご認識なのでしょうか。</p>	<p>業務契約締結後、実施機関より道路及び構造物に係る情報提供は可能であり、第一段階で道路・構造物インベントリ調査は不要と考えております。既存情報の確認の結果、インベントリ調査が必要と判断された場合は自然条件調査の中でご対応願います。</p>
3	<p>企画競争説明書 p.22 第6条 業務の内容 (5) 既存資料及び情報レビュー</p>	<p>この項では「既存の基礎資料や関連資料に基づき、具体的な協力準備調査の計画を立案する」とありますが、この計画立案とはIC/Rのことを指しているのでしょうか。あるいは、現地にて追加資料を入手・分析した上で、IC/Rを修正するという意味でしょうか。</p>	<p>既存の基礎資料や関連資料をご確認いただいた上、第二段階以降の調査準備を実施するとの趣旨ですので、「計画を立案する」を「第二段階以降の調査準備を実施する」に訂正いたします。</p>
4	<p>企画競争説明書 p.28 第6条 業務の内容 (18) 調達計画の策定</p>	<p>この項の内容は後述の「(26)本事業に当たっての留意事項の整理」と同じ内容になっています。ご指示の内容に違いがあればご教示をお願いします。</p>	<p>パラグアイをはじめ、中南米の国々では自国の公共調達制度がある程度発達し、円借款の調達ガイドラインや標準入札書類との相違について実施機関と議論になることがあります。そのため、本事業の計画立案にあたっては、パラグアイの公共調達制度を十分に理解し、それを踏まえた調達実施方法を調査し、JICAによる審査を通じて合意する必要があると考えます。</p> <p>よって、(26)はパラグアイにて円借款事業を実施する場合の調達や入札などにおける留意事項の整理であり、(18)は本案件を円借款事業として実施する場合の具体的な調達計画の提案となります。</p>
5	<p>企画競争説明書 p.32</p>	<p>この項の最後に、「また、Gender Assessment Report 等の</p>	<p>これまでのJICAと実施機関との協議の中で Gender</p>

	第6条 業務の内容 (24) ジェンダー視点に立った調査と計画立案	提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う」とありますが、その場合は契約変更の対象になりますか。	Assessment Report 等の作成を求められておらず、今後も想定をしておりますが、仮に本調査実施中に実施機関から要請がある際には必要性、内容や業務量を勘案の上、契約変更の対象にする可能性があります。 詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）のp.23の別紙をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001pa9ph-att/guide_180501_01.pdf
6	企画競争説明書 p.32 第6条 業務の内容 (26) 本事業実施にあたっての留意事項の整理	この項の内容は前述の「(18)調達計画の策定」と項目5)以外は同じ内容になっています。ご指示の内容に違いがあればご教示をお願いします。	上記4の回答をご参照ください。
7	企画競争説明書 p.33 第6条 業務の内容 (28) 事業効果の検討	IRR マニュアルが公示の際の貸与資料となっています。共有をお願いいたします。	貸与依頼を JICA 中南米部南米課 (5rtsa@jica.go.jp) に送付いただければ、折り返し貸与送付いたします。
8	企画競争説明書 p.33 第6条 業務の内容 (30) 本邦企業説明会の実施	会場は JICA の施設を利用するとありますが、オンライン会議での開催もオプションの一つとなり得るでしょうか。 参加者の抽出もコンサルタントの業務に含まれているのでしょうか。	オンライン会議での開催もオプションの一つとなり得ます。参加者の抽出もコンサルタント業務としてご提案願います。
9	企画競争説明書 p.33	レポート提出時期については、「より合理的な提出時期	月次報告書以外に調査内容に関するプログレス・レポート

	<p>第7条 成果品等 (1) 調査報告書</p>	<p>を提案することを妨げない」とありますが、インセプション・レポートとインテリム・レポートの間に、「プログレス・レポート」を追加することを検討する余地もありますでしょうか。</p>	<p>を別途提出いただく必要はありません。調査の進捗等に関しては、緊密なコミュニケーションを通じて状況共有頂きたいと考えます。週次・月例進捗会議など、要すれば、ご提案頂ければ幸いです。ただし、進捗報告の細分化は、特記仕様書に記載の報告書・成果品を代替するものにはなりませんので、ご注意ください。</p>
10	<p>企画競争説明書 p.38 第4章 業務実施上の条件 (5) 配布資料／公開資料等</p>	<p>本調査の遂行、本プロポーザル作成に必要と思われる「ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト」の報告書が配布資料にも貸与資料にもありません。共有いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>「ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト」は、本プロポーザル作成に必要と位置付けませんので、同資料については、報告書の配布及び貸与をいたしません。</p>
11	<p>企画競争説明書 p.38 第4章 業務実施上の条件 (6) その他留意事項</p>	<p>「現時点では調査第一段階で渡航を想定していない」とありますが、現地渡航なしでは困難な内容であると判断しています。遠隔ではなく、現地渡航前提を検討する余地はありますでしょうか。</p>	<p>調査第一段階は基本的に机上及びオンライン会議を通じた情報収集としており、渡航を前提としておりません。右前提にもとづいて対応できる範囲や、制約を乗り越えるための方法などを調査第一段階の実施をご提案ください。調査第二段階は現地調査を通じた情報収集を想定しています。</p> <p>現地への渡航状況は質問1の回答を参照ください。本調査実施にあたり、契約等の時期にかんがみても、準備・手続きに鑑み、現実的には当年内は本調査対象地域への渡航は難しいと認識しています。</p>